

福祉労働者の処遇改善と人材確保を求める意見書

2009年以降、政府が実施した介護等における処遇改善の取り組みにより、介護・障害福祉労働者の賃金引き上げに一定の成果が見られたが、対象が直接処遇職員のみであったことや定期昇給財源としての利用が可能であったこと、職員配置基準が現場の実態と著しく乖離して低いことなどから、抜本的・継続的な処遇改善には至っていない。

また、保育分野でも、2013年から保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されているが、期限が限られていることもあり処遇の底上げにはつながり切れていない。

賃金構造基本統計調査では、介護・障害福祉・保育など福祉労働者の月収は全産業平均と比較して9万円もの格差があることが明らかになっている。福祉労働は専門性の高い労働であり、賃金引き上げ等による十分な処遇の保障とあわせ、人材育成や就労後の研修保障なども国の責任で行うべきである。

先般、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律が可決・成立し、今後、福祉の人材確保に向けた処遇改善の措置が講じられることとなる。

国におかれては、雇用形態・職種を問わず、すべての介護・障害福祉・保育労働者を対象に、利用料負担増を伴わず全額国庫負担により、抜本的、恒久的な賃金・処遇の引き上げを実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣